

平成18年改正医療法による医療法人制度改革

○従来の医療法人制度 — いわゆる「持分あり医療法人」

: 法人の財産を出資者に対して持分割合に応じて分配可能(剰余金配当は禁止)

○課題

- ・「社員の出資額に応じた払戻し」が認められ、非営利性の確保に抵触するのではないかとの疑義(営利法人と同様な取扱いとの指摘)
- ・出資者の死亡に伴う相続税負担による医業継続への支障(相続税支払いのために持分の払戻請求が行われる)(国民皆保険で支える資源が医療の継続性に使われないとの指摘)

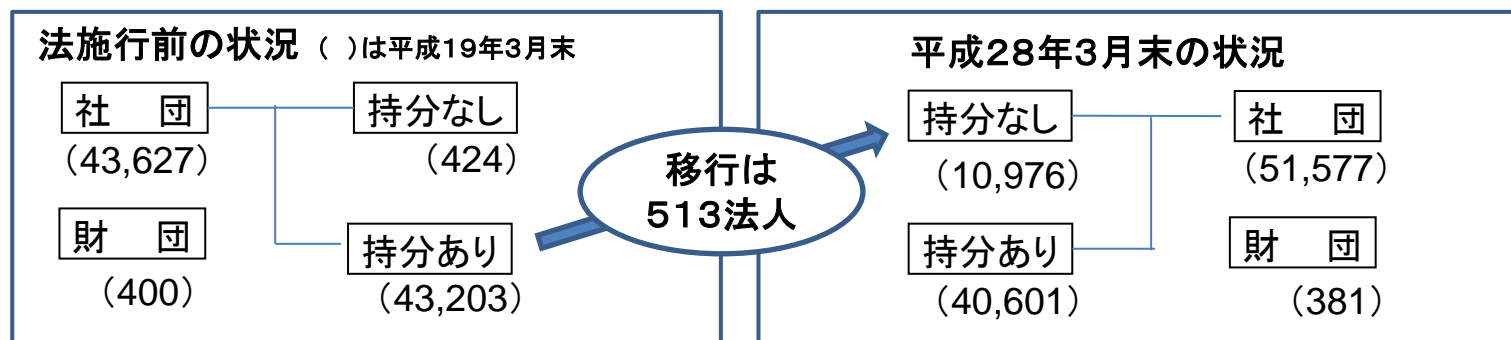


非営利性の徹底・地域医療の安定性の確保

○残余財産の帰属すべき者を限定し、医療法人の非営利性の徹底を図る。(いわゆる「持分なし医療法人」)

- ・残余財産の帰属先について、個人(出資者)を除外し、他の持分なし医療法人等に限定
- ・新設の医療法人には、「持分あり医療法人」は認めない。
- ・平成18年当時に存在している医療法人は、『当分の間』、「持分あり医療法人」のままで良く、「持分なし医療法人」へは自主的な移行とする。

○医療法人数の推移



※「持分あり」から「持分なし」への移行は累計513法人
(平成28年3月末現在)

※持分なし移行認定制度による認定件数は61件
うち完了件数は13件
(平成28年9月末現在)

持分なし医療法人への移行計画の認定制度について

認定制度の趣旨

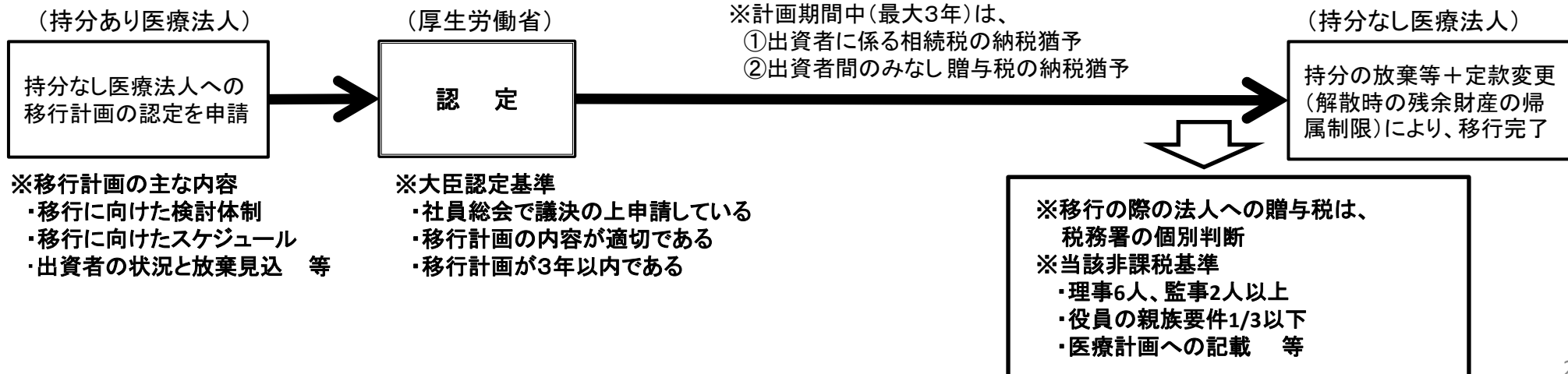
医療法人の経営者の死亡により相続が発生することがあっても、相続税の支払いのための持分払戻などにより医業継続が困難になるようなことなく、当該医療法人が引き続き地域医療の担い手として、住民に対し、医療を継続して安定的に提供していけるようにするため、医療法人による任意の選択を前提としつつ、持分なし医療法人への移行について計画的な取組を行う医療法人を、国が認定する仕組みを導入。

※制度期間：平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3年間

計画認定を受けた医療法人への支援

- 税制措置：持分あり医療法人の持分を相続または遺贈により取得した場合や、持分あり医療法人の出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとして他の出資者にみなし贈与税が課される場合、その法人が認定を受けた医療法人であるときは、これらの相続税、贈与税の納税を猶予（最大3年間）等される。
- 融資制度：認定を受けた医療法人における出資者や相続人からの持分の払戻しに対する資金調達として、経営安定化資金を融資する。（福祉医療機構）

認定手続きの流れ



医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等

1. 大綱の概要

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、次の措置を講ずる。

- ① 認定を受けた医療法人の持分を有する個人がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより当該医療法人がその認定移行計画に記載された移行期限までに持分の定めのない医療法人への移行をした場合には、当該医療法人が当該放棄により受けた経済的利益については、贈与税を課さない。
- ② 上記①の適用を受けた医療法人について、持分の定めのない医療法人への移行をした日以後6年を経過する日までの間に移行計画の認定要件に該当しないこととなった場合には、上記①の経済的利益については、当該医療法人を個人とみなして、贈与税を課する。
- ③ 医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限を3年延長する。
- ④ その他所要の措置を講ずる。

2. 制度の内容

改正イメージ

**認定期間は3年延長（平成29年10月～平成32年9月予定）し、
税制上の特例措置も延長**

- ◆移行計画期間中（最大3年）は、税制措置あり
 - ・出資者の相続に係る相続税の猶予・免除
 - ・出資者間のみなし贈与税の猶予・免除

(持分あり医療法人)

持分なし医療法人への移行計画の認定を申請

認定

(持分なし医療法人)

持分の放棄+定款変更（解散時の残余財産の帰属制限）により移行完了

- ◆認定要件
 - ・社員総会の議決があること
 - ・移行計画が有効かつ適正であること
 - ・移行計画期間が3年以内であること

認定要件（運営の適正性要件）を追加し、移行後6年間、当該要件を維持していることを確認

- 【主な運営の適正性要件】
 - ・法人関係者に利益供与しないこと
 - ・役員報酬について不当に高額にならないよう定めていること
 - ・社会保険診療に係る収入が全体の80%以上 等

認定医療法人については、移行の際の法人への贈与税を課税しない

- ・現状、相続税法により相続税等が「不当に減少」する場合、贈与税が課税される扱い。
- ・解釈通知（非課税基準）による税務署の個別判断

- 【非課税基準の主な要件】
 - ・理事6人、監事2人以上
 - ・役員の親族1/3以下
 - ・医療機関名の医療計画への記載
 - ・法人関係者に利益供与しないこと 等

今回の改正により、**役員数、役員の親族要件、医療計画への記載等の要件を緩和**
贈与税の非課税対象が大幅に拡大